

第2章 耐震化の目標

2-1. 耐震化の目標設定

(1) 住宅の耐震化の目標設定

住宅建築物耐震10カ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）において、住宅の耐震化率を「平成37年度までに95%」と目標設定されていること、さらには、震災による死者や負傷者、経済的損害を抑制するという観点から、本市において、計画目標年次（平成37年度末）における住宅の耐震化率の目標を95%に設定する。

トレンドから見た推計値では平成37年度末の耐震化率は、木造住宅86%、非木造住宅では91%となっており、目標達成に向けては、平成37年度末までに木造住宅では約2,240戸、非木造住宅では約610戸の耐震化が必要となる。

	現在（平成27年）	計画目標年次（平成37年度末）	
		トレンド推計値	目標値（95%）
住宅	総数 約 37,910 戸 耐震性を満たす 約 31,440 戸（83%） 耐震性が不十分 約 6,470 戸（17%）	総数 約 40,280 戸 耐震性を満たす 約 35,420 戸（88%） 耐震性が不十分 約 4,860 戸（12%）	総数 約 40,280 戸 耐震性を満たす 約 38,270 戸（95%） 耐震性が不十分 約 2,010 戸（5%）
木造住宅	総数 約 20,720 戸 耐震性を満たす 約 16,110 戸（78%） 耐震性が不十分 約 4,610 戸（22%）	総数 約 24,020 戸 耐震性を満たす 約 20,580 戸（86%） 耐震性が不十分 約 3,440 戸（14%）	総数 約 24,020 戸 耐震性を満たす 約 22,820 戸（95%） 耐震性が不十分 約 1,200 戸（5%）
非木造住宅	総数 約 17,180 戸 耐震性を満たす 約 15,330 戸（89%） 耐震性が不十分 約 1,850 戸（11%）	総数 約 16,260 戸 耐震性を満たす 約 14,840 戸（91%） 耐震性が不十分 約 1,420 戸（9%）	総数 約 16,260 戸 耐震性を満たす 約 15,450 戸（95%） 耐震性が不十分 約 810 戸（5%）

(2) 特定既存耐震不適格建築物（民間）の耐震化の目標設定

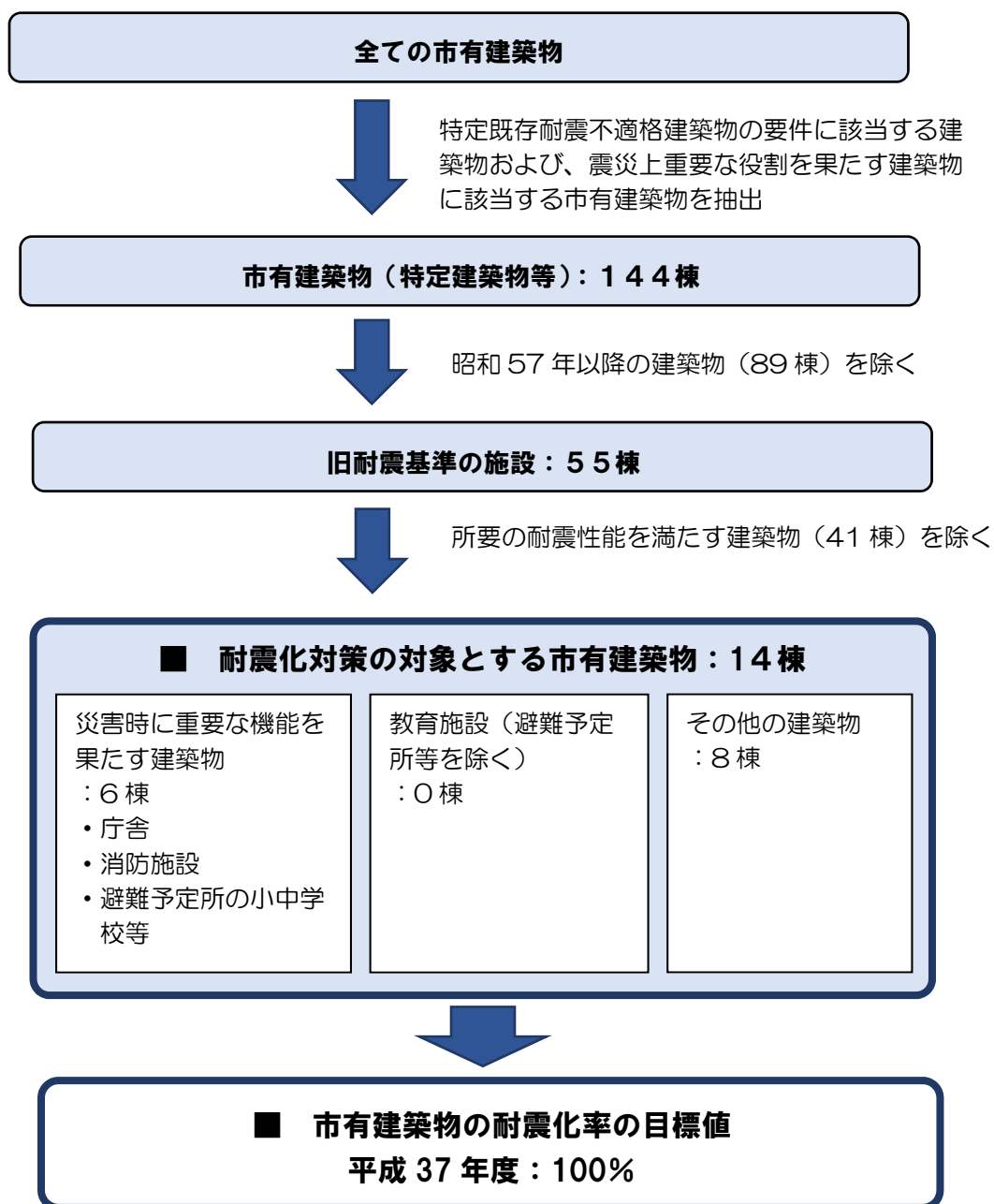
住宅建築物耐震 10 カ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）において、多数の者が利用する建築物の耐震化率を「平成 32 年度までに 95%」と目標設定されていること、さらには、震災による死者や負傷者、経済的損害を抑制するという観点から、本市において、計画目標年次（平成 37 年度末）における特定既存耐震不適格建築物（民間）の耐震化率の目標を 95%に設定する。

	現在（平成 27 年）	平成 37 年度末
特定既存耐震不適格建築物 （民間）	総数 約 295 棟 耐震性を満たす 約 269 棟（91%） 耐震性が不十分 約 26 棟（9%）	目標値 95%
ア. 応急対策上、地域の拠点となる建築物 学校、病院、診療所	総数 約 32 棟 耐震性を満たす 約 30 棟（94%） 耐震性が不十分 約 2 棟（6%）	目標値 95%
イ. 不特定多数の者が利用する建築物 百貨店、マーケット物 販店、ホテル、旅館	総数 約 27 棟 耐震性を満たす 約 24 棟（89%） 耐震性が不十分 約 3 棟（11%）	目標値 95%
ウ. 一般建築物 事務所、老人ホーム、 工場、その他	総数 約 97 棟 耐震性を満たす 約 88 棟（91%） 耐震性が不十分 約 9 棟（9%）	目標値 95%
エ. 共同住宅等 共同住宅、寄宿舎	総数 約 139 棟 耐震性を満たす 約 127 棟（91%） 耐震性が不十分 約 12 棟（9%）	目標値 95%

(3) 公共建築物（市有）の耐震化の目標設定

全ての市有建築物のうち、特定既存耐震不適格建築物の要件に該当する建築物および、震災上重要な役割を果たす建築物を抽出する。このうち、旧耐震基準の施設でかつ所要の耐震性能を満たしていない市有建築物（14 棟）を耐震化対策の対象とする市有建築物として設定する。

市有建築物の耐震化率は平成 27 年で 90% となっていることを踏まえ、震災による死者や負傷者、経済的損害を抑制するという観点から、本市において、計画目標年次（平成 37 年度末）における市有建築物の耐震化率の目標を 100%（全ての耐震化対策の対象とする市有建築物を耐震化）に設定する。



2-2. 耐震化に向けた取り組み方針

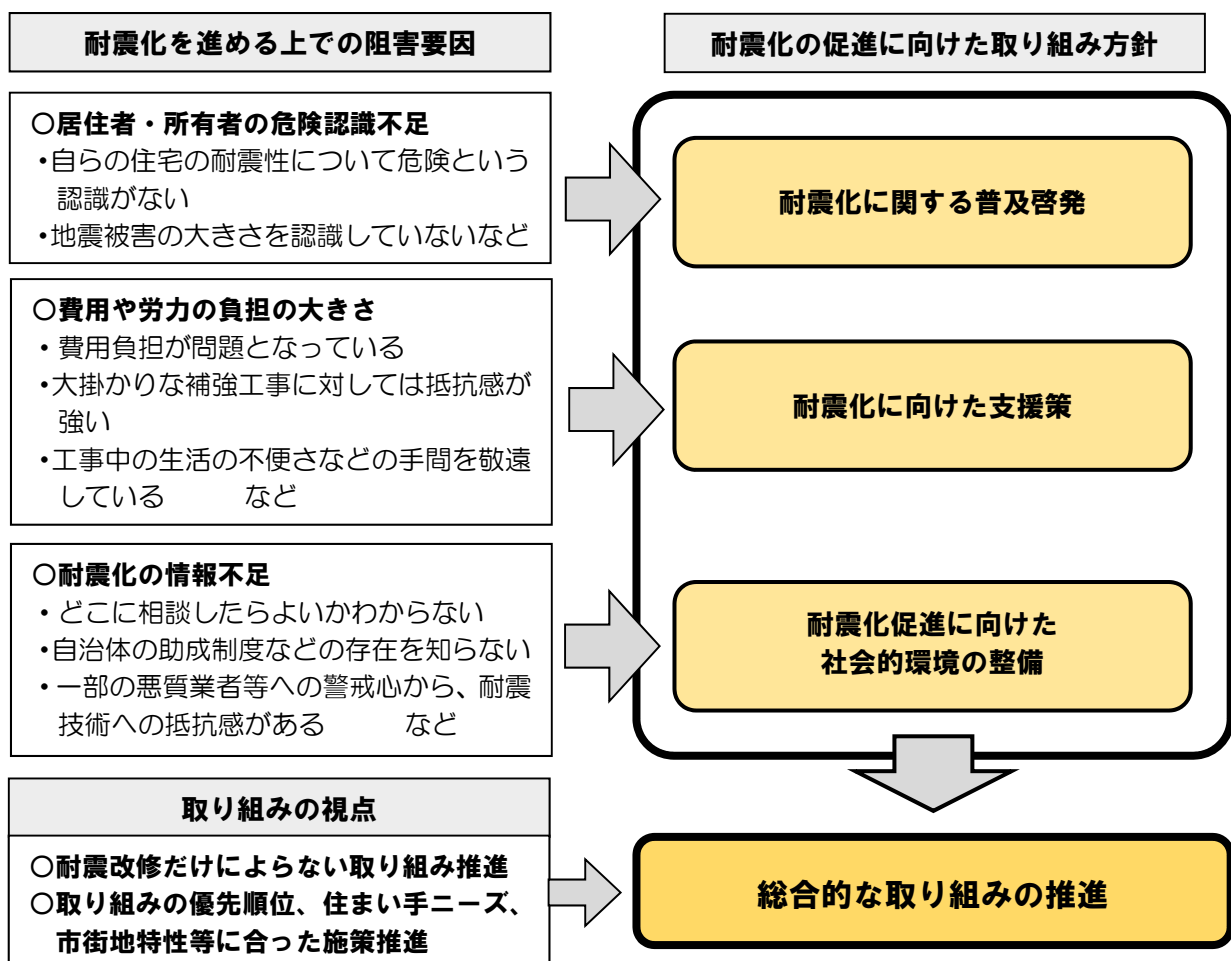
(1) 施策の基本的な考え方

建築物の耐震化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、「自らの命や財産は自ら守る」ということ十分に認識して、自主的に耐震化に取り組むことが原則である。

市民自らが耐震化の取り組みを進めていく上では、以下に示すような「居住者・所有者の危険認識不足」、「耐震化の情報不足」、「費用や労力負担の大きさ」などの阻害要因による課題があるものと考えられる。

そこで、本市では、これらの耐震化を進める上での阻害要因を解消し、所有者の負担をできる限り軽減するため、「耐震化に関する普及啓発」「耐震化促進に向けた社会的環境の整備」「耐震化に向けた支援策」を基本的な取り組み方針として、総合的な取り組みにより、耐震化の促進に努めることとする。

なお、取り組みの視点として、耐震化の施策を進める上で目標値である耐震化率は、耐震改修だけでなく、新築や建て替え、除却など様々な要因から上昇する数値であり、社会経済情勢の変化等に大きく影響を受けることから、建築物の耐震改修のみならず、建て替え、除却、住み替えなど、様々な施策について部局を超え、総合的に取り組む必要がある。また、施策の推進にあたっては、施策効果の高いものから優先順位を付けたり、住まい手のニーズや住宅の種別、市街地特性に合った耐震化を促進する必要がある。



(2) 役割分担

市内の住宅・建築物の耐震化を促進するためには、各主体がそれぞれの役割を自覚し、相互に連携を図ることが重要である。

住宅・建築物の所有者等は、耐震対策を自らの問題として捉え、自主的・積極的に耐震化に取り組むものとする。

本市では、建物所有者等の取組みをできる限り支援するという観点から、大阪府と連携して耐震化を阻害する要因を解消又は軽減するため、総合的な取り組みを推進する。

建築関係団体等は、適切に住宅・建築物の耐震化が図られるよう、建物所有者等から信頼される耐震診断・耐震改修を、責任をもって実施する。